

(公共バス)

平成28年 3月現在

2 循環資源取扱時の荷姿等の規制状況

2.1 循環資源のコンテナ輸送に係る取扱いの可否(条件)

2.2 循環資源のバルク輸送に係る取扱いの可否(条件)

	①循環資源取扱時の荷姿等で規制は設けていない。	②循環資源のばら積み貨物(バルク)での取扱いを規制している。	③循環資源のコンテナ、フレコンでの取扱いを規制している。	④荷姿等にかかわらず、港湾内での循環資源の取扱いを禁止している。	①コンテナ貨物の取扱いは可能である						②コンテナでの取扱いを認めない	①バルク貨物の取扱いは可能である					②バルクの取扱いを認めない			
					ガントリークレーンの使用可		岸壁への直置き可	コンテナの滞留可	同滞留時間	港湾荷役機械の使用可		岸壁への直置き可	バルクの保管可	同滞留時間						
					有無	可否														
苫小牧	○	-	-	-	○	○	○	○	○	指定無し	-	○	○	○	○	指定無し	-			
室蘭	○	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	-			
石狩湾新	○	-	-	-	○	○	○	○	×	-	-	○	○	○	○	-	-			
八戸	-	※1	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	-			
釜石	○	-	-	-	○	×	-	○	※1	-	-	○	×	○	※1	-	-			
能代	○	※1	-	-	○	×	-	○	※1	-	-	○	×	※1	※1	-	-			
酒田	○	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	-			
木更津	-	-	-	-	取扱実績なし							取扱実績なし								
東京	-	※2	-	-	○	○	※2	×	×	-	-	-	-	-	-	-	○			
川崎	※3、※4	※3、※4	※3、※4	-	※3、※4	※3、※4	※3、※4	※3、※4	※3、※4	※3、※4	-	-	※2	※2	×	※2、※3	-	-		
姫川	○	-	-	-	-	×	-	-	-	-	※5	○	×	○	※4	-	-			
三河	-	※3	-	-	○	○	○	○	○	※6	-	○	○	※5	※5	-	-			
舞鶴	○	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	-			
神戸	○	-	-	-	○	○	○	○	×	-	-	○	○	○	○	通常※6	-			
姫路	○	※5	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	-			
境	-	※6	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	※7	○	※8	-		
宇部	○	※3、※7	-	-	※7	○	※7	※7	※7	-	-	※9	※9	※9	※9	※9	-	-		
徳山下松	○	※3、※7	-	-	※7	○	※7	※7	※7	-	-	※9	※9	※9	※9	※9	-	-		
三島川之江	○	-	-	-	○	×	-	○	○	-	-	○	○	○	○	-	-			
北九州	○	-	-	-	○	○	×	○	○	48時間	-	○	○	○	○	48時間	-			
三池	○	-	-	-	○	※8	※8	○	○	-	-	○	○	○	○	-	-			
中城湾	-	-	○	※8	○	※9	×	×	○	※9	○	※9	○	※10	○	※10	○	※10	-	-

※1 バルク状の循環資源の取扱いについて、飛散防止、臭気拡散防止、酸性物質の密閉等を規定
 ※2 荷姿については、「廃掃法」を基に取扱基準を定め、密閉式コンテナ及びトレーラー、その他港湾施設及び周辺環境に支障がないと判断できるものに限定
 ※3 条例により、港湾施設の損傷及び汚損する行為の禁止、機能を妨げる行為の禁止
 ※4 一般貨物と同様の取扱いを行う循環資源でも、施設利用申請時に事前協議を行う(一般貨物も同様に事前協議を行っている)
 ※5 取扱実績がない無価の循環資源については、事前協議において、背後地域での資源化が明確に判断できるものについては、取扱可としている
 ※6 廃金属・廃タイヤ等循環資源に係る荷役作業取扱要領
 ※7 輸送計画と事前協議内容により個別判断を行う
 ※8 一般貨物と同様の取扱いを行う循環資源でも、施設利用申請時に業者ヒアリングを行う。(廃棄物については県外からの受入実績はなく、一部の貨物により搬出時に荷姿限定での実績あり)

※1 貨物によってその都度判断するため「定量基準」によらない
 ※2 該当施設なし
 ※3 条例により、港湾施設の損傷及び汚損する行為の禁止、機能を妨げる行為の禁止
 ※4 一般貨物と同様の取扱いを行う循環資源でも、施設利用申請時に事前協議を行う(一般貨物も同様に事前協議を行っている)
 ※5 コンテナ取扱施設がない
 ※6 廃棄物(無価のもの)の場合、エプロンのみでコンテナ船が岸壁に停泊しているときのみとする。
 ※7 輸送計画と事前協議内容により個別判断を行う
 ※8 ジブクレーン若しくはクローラークレーンでコンテナ取扱いをしている。
 ※9 一般貨物と同様の取扱いを行う循環資源でも、施設利用申請時に輸送計画などの業者ヒアリングを行い、個別判断を行う。(廃棄物については県外からの受入実績はなく、一部の貨物により搬出時に荷姿限定での実績あり)

※1 貨物によってその都度判断するため「定量基準」によらない
 ※2 条例により、港湾施設の損傷及び汚損する行為の禁止、機能を妨げる行為の禁止
 ※3 廃掃法の許可が必要
 ※4 保管したい旨の相談が今までないため、可否は判断していない
 ※5 エプロンに容器等を用いて積替えを行なう時のみ許可となる
 ※6 一般貨物と同様の取扱い
 ※7 作業時のみ
 ※8 揚荷5日まで、積荷2ヶ月まで
 ※9 輸送計画と事前協議内容により個別判断を行う
 ※10 一般貨物と同様の取扱いを行う循環資源でも、施設利用申請時に輸送計画などの業者ヒアリングを行い、個別判断を行う。(廃棄物については県外からの受入実績はなく、一部の貨物により搬出時に荷姿限定での実績あり)